

令和 6 年度芽室町議会議員研修

① 動議について／② 質問について

■ 日 程 令和 6 年 12 月 3 日（火曜）全員協議会終了後（30 分）

■ 場 所 3 階委員会室

■ 目 的

令和 6 年 9 月定例会議の振り返りにおいて、議会全体での知識向上として提案のあった『動議』に関する勉強会の開催」及び第 12 回全員協議会（10 月 30 日開催）において検討課題として提起された「一般質問の通告のあり方」について、芽室町議会議員研修要綱に規定する「議員一般研修」を開催し、基本知識（根拠・解釈）及び運用実例を学習・確認することで、全議員が共通認識を図ることを目的とする。

■ 概 要

議員必携及び参考文献のポイントを事務局が説明し、学習・確認する。

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 3 月 30 日制定)

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）の研修に関し、必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もつて町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員（前期・後期）研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 [この要綱](#)の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

[この要綱](#)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般研修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任議員研修会（前期・後期） ・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び正副委員長としての役職に関する知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長、副議長研修会（全国町村議会議長会） ・ 議長、副議長、正副委員長研修会
	議員一般研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修会（北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等）
専門研修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修（視察研修を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修（予算・決算等）
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修（政策等）
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修（課題別）

令和 年 月 日

芽室町議会議長

様

芽室町議会議員

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員の研修に関する要綱6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研 修 日 時
- 2 研 修 先
- 3 研 修 目 的
- 4 成 果 (具体的に)